

平成 26 年 3 月盛岡市議会定例会
〔 提 出 発 議 案 〕

平成 26 年 3 月 26 日提出

発議案第 2 号 盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議案第 3 号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の重篤な副反応の被害者救済を求める
意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 厚生労働大臣, 文部科学大臣, 衆議院
議長, 参議院議長)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第2号

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成26年3月26日

提出者	盛岡市議会議員	天	沼	久	純
賛成者	盛岡市議会議員	兼	平	孝	信
〃	〃	櫻	澤	裕	子
〃	〃	藤	田	由	蔵
〃	〃	菊	藤	政	隆
〃	〃	遠	藤	栄	幸
〃	〃	佐	橋	重	一
〃	〃	高	部	伸	幸
〃	〃	神	子	春	也
〃	〃	庄	村	秀	治
〃	〃	藤	村	秀	利
〃	〃	佐	々木	信	一
〃	〃	伊	達	康	子
〃	〃	守	谷	祐	志

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

盛岡市議会委員会条例（昭和31年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務常任委員会の項中「市民部」の次に「，国体推進局」を加える。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市部等設置条例の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

発議案第3号

子宮頸がん予防ワクチン接種後の重篤な副反応の被害者救済を求める
意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成26年3月26日

提出者	盛岡市議会議員	佐々木	信	一
賛成者	盛岡市議会議員	菊田		隆
〃	〃	鈴木	礼	子
〃	〃	兼平	孝	信
〃	〃	高橋	重	幸
〃	〃	伊達	康	子
〃	〃	守谷	祐	志

盛岡市議会議長 金沢陽介様

子宮頸がん予防ワクチン接種後の重篤な副反応の被害者救済を 求める意見書

子宮頸がんの予防には、ワクチンの接種が有効とされ、世界保健機関（WHO）がワクチン接種を推奨するとともに、多くの先進国で公的接種が行われています。

我が国では、2013年4月1日から予防接種法による定期接種が行われていますが、ワクチン接種後に、激しい痛みや痙攣など、ワクチンとの因果関係を否定できない重篤な副反応が多数報告されたことから、同年6月に厚生労働省において「副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」とされたところです。

こうした中、厚生労働省が同年10月に公表した調査結果によれば、ワクチンが販売開始された2009年から2013年7月までに医療機関等から報告された副反応件数は2,259件で、そのうち重篤な副反応は501件とされており、副反応の症状には様々な症例があることから、ワクチン接種によるものか否か判断が分かれるケースも想定され、一刻も早い原因究明が求められます。

さらに、発症による専門の医療機関等への通院と治療、そして学業などへの影響は、被害者の精神的・肉体的苦痛をもたらすとともに、御家族の精神的・経済的負担も大変重い状況となっており、早急な救済・支援対策が必要です。

よって、国においては、国民の健康と安全を守るため、子宮頸がん予防ワクチンの接種後における重篤な副反応の被害者救済対策を早急に講じられるよう、下記事項の実現を求めます。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの副反応に関する情報を適切に掌握し、因果関係など徹底した検証と説明を行うとともに、その結果を速やかに公表すること。
- 2 子宮頸がん予防ワクチンの接種後に生じた健康被害に対する相談体制を構築するとともに、治療方法の早期確立を図ること。
- 3 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応の因果関係が明らかになった場合には、定期接種以前の被害者を含め、国が責任をもって補償すること。また、副反応の疑いのある者などへの、検査や治療等にかかる負担の軽減等の支援対策を講ずること。
- 4 公立私立にかかわらず、ワクチン接種に関連したと思われる症状により、教育活動の制限が生じた生徒の学校生活や進学について特段に配慮し、支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月26日

盛岡市議会